

2023（令和5）年度東北大法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X及びVの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

1 仕事を終えて自宅へ向かっていたX（25歳・男性・身長170cm・体重60kg）は、残業をしたために帰宅時間が遅くなつたので、近道をして帰ろうと思い、細い路地に入ったところ、出会い頭にV（30歳・男性・身長180cm・体重80kg）とぶつかり、口論となつた。しばらく口論が続いた後、XはVに背を向けてその場を立ち去ろうとしたが、VはXを追いかけ、「待て、話は終わってないぞ。」と言うと、Xの背中を背後から蹴った。蹴られて転倒したXを、Vがさらに蹴ろうとしたため、Xは素早く立ち上がりと、身を守るために、Vに対して、「何をするんだ。」と言いながら、Vの顔面を右手拳で1回強く殴打した。Xの当該殴打の結果、Vは顔面に加療約2週間を要する打撲の傷害を負つた。

2 殴打されたVは激高し、顔面に痛みを覚えてはいたものの、Xに組み付くと、Xをアスファルトの路面に投げつけ、Xの腹部を踏みつけたり、蹴り上げたりして、Xに対して加療約2週間を要する打撲等の傷害を負わせた。Vから一方的に攻撃を受けることとなつたXは強い恐怖心を覚え、腹部を押さえ、路上にうずくまつたまま、Vに対して、「すみませんでした。許してください。」と言つた。それを聞いたVは、Xに対して、「お前、喧嘩を売るときは相手を見て売れよ。」と言うと、ズボンの後ろポケットに手を入れた。Vのその様子を見たXは、「ナイフを出して、自分を刺すつもりだ。」と思い、自己の身を守るために、側に落ちていた石（重さ約500g）を手に取ると、立ち上がり、その石でVの顔面を殴打し、加療約1か月を要する頬骨骨折の傷害を負わせた。なお、Vは、上記のXのVに対する謝罪態度を見て、Xに対する攻撃意図を放棄しており、ズボンの後ろポケットに手を入れたのも、そこに入れていたスマートフォンを取り出そうとしたためであったが、周囲が暗かつたため、Xと同じ状況に置かれた一般人であつても、それらの事実を認識することはきわめて困難であった。

3 石で殴打されたVが激痛のため、顔面を押さえながら、うずくまり、動けなくなつた様子を見たXは、Vが左手首にV所有の高級腕時計（以下「本件腕時計」という。）をつけているのを見つけると、それを踏みつけて壊してやろうと考え、Vに対して、「お前の腕時計をこっちによこせ。」と言つた。Vは激痛のため、Xの指示に従うしかないと考え、自ら本件腕時計を外すと、それをXに渡した。本件腕時計を受け取つたXは、気が変わり、本件腕時計を自己のものにしようと考え、本件腕時計を上着の内ポケットに入れると、その場から立ち去つた。

以上